議会事業評価シート【建設産業委員会】

１．事業名：地域脱炭素移行・再エネ推進事業

２．観点別評価

観　点	評　価	コメント
市民ニーズ	㊔　・　低	地球温暖化対策やエネルギー価格高騰への対応、防災機能の強化等の観点から事業の必要性は高い。太陽光発電に対する景観・自然破壊等への懸念や市民の理解・合意形成に課題があるものの、事業自体の必要性は高いと考える。
成果向上の余地	㊒　・　無	公共施設における脱炭素化が進む一方、民間施設や農業分野への再生可能エネルギー導入は十分に進んでいない。民間事業者への PR 手法の見直しや遊休地の活用など、成果向上の余地がある。
類似事業の有無	有　・　㊚	住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助等、CO_2削減を目的とする関連事業はあるものの、対象や手法が異なり、本事業を直接代替するものではない。関連事業との連携・整理を図る必要がある。
コスト削減余地	有　・　㊚	国の交付金を活用して事業を実施しており、PPA 方式やリース契約等によって初期投資を抑えながら導入を進めていることから、現時点でコスト削減の余地はない。ゼロカーボンの実現に向け、必要な財源を確保しながら事業を進める必要がある。

３．成果指標に対する評価

評価対象	評　価	コメント
成果指標	現状で適正　・　(変更余地あり)	現行指標「公共施設における二酸化炭素総排出量」は事業目的（市域全体の脱炭素化）と対象範囲が乖離している。市内全域のデータは国統計に約２年のタイムラグがあり反映が難しいため、PPA 導入施設数・太陽光導入容量（kW）・補助金交付件数・太陽光/蓄電池の導入件数など、具体的で分かりやすい指標への見直しをする必要がある。

目標値	現状で適正　・　（変更余地あり）	2013 年度比 2030 年度 50%削減の目標は、公共施設に限れば達成見込みだが市内全域では困難な状況。RE100 進捗も 2030 年度で 38%見込みにとどまり、2030 年以降・2050 年に向けた具体的シナリオが未策定であることから、実現可能性を踏まえた目標 設定及び進捗管理のあり方を検証する必要がある。

４．評価及び提言

評　価	問題がある
方向性	拡充する
提　言 （いつ、何を、どうする、成果指標、目標値などを端的に記載）	【提言①】 令和９年度は、公共施設と市域全体の取組について、それぞれの目的・成果指標・目標値を整理するとともに、PPA 導入施設数、太陽光発電導入容量（kW）、補助金交付件数等、具体的で分かりやすい成果指標を設定すること。また、2030 年度以降・2050 年に向けた削減シナリオを検討すること。 【提言②】 令和９年度は、民間事業者への再生可能エネルギー設備導入を促進するため、金融機関や半田商工会議所等との連携を強化し、セミナー・ワークショップや対面での情報提供等、事業者が制度を利用しやすい PR 手法へ見直すこと。 【提言③】 令和９年度は、ため池・貯水池等の未活用公共用地や農地等の遊休地を活用した再生可能エネルギーの導入を推進し、PPA 方式等の民間資金も活用しながら、公共施設以外への導入拡大を図ること。
理　由 （評価の経緯、提言の趣旨、提言理由などを説明）	【提言①に対する理由】 現行の成果指標は「公共施設における二酸化炭素総排出量」となっているが、本事業は市域全体の脱炭素化を目指しており、事業目的と成果指標の対象範囲に乖離がある。また、市内全域の CO_2 排出量は国統計の公表まで約２年のタイムラグがあるため、導入施設数や導入容量、補助金交付件数等、事業の進捗をより直接的に把握できる指標へ見直す必要がある。

	【提言②に対する理由】 民間事業者向け補助については、令和７年度時点で活用額が約 990 万円、申請実績が１件にとどまっており、制度の活用が低調である。太陽光発電に対する景観・自然破壊等のイメージや長期契約への慎重姿勢に加え、従来の PR 手法の効果が限定的であることも指摘されているため、金融機関や商工団体等と連携し、事業者が具体的に導入を検討できる情報提供へ転換する必要がある。 【提言③に対する理由】 公共施設における脱炭素化は進んでいる一方、民間施設や農業分野における再生可能エネルギーの導入は十分に進んでおらず、市域全体の削減目標達成は困難な状況にある。ため池・貯水池等の未活用公共用地や農地等を活用し、PPA 方式など民間資金も取り入れることで、公共施設以外への再生可能エネルギー導入を拡大する必要がある。

議会事業評価シート【建設産業委員会】

１．事業名：就農者支援事業

２．観点別評価

観　点	評　価	コメント
市民ニーズ	㊒　・　低	農業従事者の高齢化や後継者不足が進む中、担い手の確保は地域農業を維持するために重要である。就農相談も一定数あることから、事業に対するニーズは高いと考える。
成果向上の余地	㊒　・　無	就農相談が実際の就農に結びついていない状況があり、農地・農業用水の確保や初期投資の負担軽減など、就農に至るまでの支援を強化する余地がある。
類似事業の有無	有　・　㊚	新規就農者の確保・育成を目的とした本事業を直接代替する事業はない。一方、農業用機械・施設の導入支援等、関連する事業との連携を図る必要がある。
コスト削減余地	有　・　㊚	現行の支出規模は大きくなく、削減の余地はない。むしろ、新規就農を促進するためには、水利対策や初期投資への支援など、必要な分野への重点的な予算措置が求められる。

３．成果指標に対する評価

評価対象	評　価	コメント
成果指標	現状で適正　・　(変更余地あり)	現行指標「認定新規就農者数」は、認定を受けずに継続就農する者や法人参入を捕捉できておらず、事業実態を十分に反映していない。
目標値	現状で適正　・　(変更余地あり)	年間３件という目標に対し、令和５年度１人・令和６年度０人・令和７年度１人と３年連続で未達となっている。受入可能農地面積や水利確保状況といった構造的制約を踏まえた目標設定の妥当性を検証する必要がある。

４．評価及び提言

評　価	問題がある
方向性	拡充する
提　言 （いつ、何を、どうする、成果指標、目標値などを端的に記載）	【提言①】 令和９年度は、市独自の新規就農者支援補助制度を創設し、畑地における農業用水の確保や初期投資の負担軽減を支援すること。共同井戸、ため池・貯水槽、ポータブル給水設備等、半田市の農業環境に応じた支援方法を検討すること。 【提言②】 令和９年度は、成果指標を「認定新規就農者数」から、認定の有無を問わない新規就農者数（法人による新規参入を含む）へ見直し、事業の実態を適切に把握できる指標とすること。 【提言③】 令和８年度中に、就農相談から実際の就農に至った実績を把握する追跡調査の仕組みを構築し、相談段階での離脱要因を分析するとともに、就農に繋がる支援の充実を図ること。
理　由 （評価の経緯、提言の趣旨、提言理由などを説明）	【提言①に対する理由】 現行事業では、就農相談が実際の就農に結びついていない状況があり、その大きな要因として、農地の確保、とりわけ畑地における農業用水の未整備や初期投資の負担が指摘されている。近隣市では独自の就農支援補助制度が設けられている一方、本市には同様の独自補助制度がないことから、半田市の農業環境に応じた支援制度を整備する必要がある。 【提言②に対する理由】 現行の成果指標である「認定新規就農者数」は、認定を受けずに継続就農する者や法人による新規参入を十分に捉えることができていない。また、年間３件の目標に対し、令和５年度１人、令和６年度０人、令和７年度１人と３年連続で未達となっていることから、事業の実態を反映した指標へ見直す必要がある。 【提言③に対する理由】 就農相談は一定数あるものの、相談が実際の就農に結びついていない現状がある。相談者がどの段階で離脱しているのか、その要因を把握することで、農地、水利、資金、技術等の具体的な支援に繋げることができるため、相談から就農までを追跡できる仕組みを構築する必要がある。

議会事業評価シート【建設産業委員会】

１．事業名：老朽化建築物取壊促進・空家対策事業

２．観点別評価

観　点	評　価	コメント
市民ニーズ	㊒　・　低	空き家件数が増加傾向にあり、相続等を契機とした空き家への相談・啓発ニーズも高い。老朽化建築物取壊し補助やブロック塀等撤去補助についても一定の実績があり、防災・防犯の面からも必要性が高い。
成果向上の余地	㊒　・　無	特定空家の解消や相談事業等に一定の成果がある一方、空き家の発生抑制、管理不全空き家の把握・解消、空き家バンクによる利活用など、さらに成果を高める余地がある。
類似事業の有無	㊒　・　無	空き家の発生抑制から除却、利活用までを総合的に進める本事業を直接代替する事業はない。関係する住宅・耐震分野の事業等との連携を図ることが重要である。
コスト削減余地	有　・　㊚	老朽化建築物取壊し補助の予算執行率は 100%であり、現時点で削減の余地はない。空き家問題の放置による将来的な行政負担を防ぐためにも、予防的な取組への継続的な投資が必要である。

３．成果指標に対する評価

評価対象	評　価	コメント
成果指標	現状で適正　・　(変更余地あり)	現行指標は補助件数等の「除却」中心であり、空き家の発生抑制・管理不全空家の解消・利活用促進など、事業本来の目的を評価できる指標への見直しをする必要がある。
目標値	現状で適正　・　(変更余地あり)	老朽化建築物取壊補助は、近年実績を踏まえた設定で執行率 100%であるが、増加する空き家数を踏まえ、目標水準を引き上げる必要があり、実績を踏まえた継続的な検証・見直しが必要である。

４．評価及び提言

評　価	おおむね適正である
方向性	拡充する
提　言 （いつ、何を、どうする、成果指標、目標値などを端的に記載）	【提言①】 令和９年度は、相続や所有者死亡を契機とした空き家の発生を抑制するため、相続登記・財産管理・生前整理等に関する相談・啓発を充実させ、おくやみ手続き等の機会を活用した周知を強化するとともに、関係部署との連携によって事業をより一層推進させること。 【提言②】 令和９年度は、宅建協会等との連携を強化し、空き家の利活用・流通を促進すること。成果指標として空き家バンクの成約件数等を追加すること。 【提言③】 令和９年度は、民間住宅耐震事業と老朽化建築物取壊促進事業について、地震対策という共通の目的を踏まえて、効率的かつ分かりやすい事業体系とすること。
理　由 （評価の経緯、提言の趣旨、提言理由などを説明）	【提言①に対する理由】 市内の空き家数は増加傾向にあり、令和６年度から令和７年度にかけて 131 件増加している。また、増加要因の約 74.3%が死亡によるものであることから、相続等を契機として空き家となる前から情報提供や相談支援を行い、発生を抑制する取組が必要である。一方、空き家総数の増加を完全に止めることは困難であるため、管理されない空き家を減らすことも重要である。特定空家の解消等に一定の成果があるが、管理不全空き家の把握や解消には成果向上の余地があることから、関係部署との連携によって、より一層推進させる必要がある。 【提言②に対する理由】 空き家対策を「除却」だけに留めず、空き家の発生抑制のために宅建協会等と連携し、効果的に事業を進める必要がある。 【提言③に対する理由】 民間住宅耐震事業と老朽化建築物取壊促進事業は、いずれも市民の生命・財産や良好な住環境を守るという点で目的が共通しており、一体的に実施することで事業の合理化が図られる。 一方、空き家対策は、建築物の安全対策にとどまらず、相続等による発生予防、所有者への働きかけ、適正管理、流通・利活用、管理不全空き家への対応など、多面的かつ継続的な取組が必要であ

	る。そのため、事業目的、予算及び成果指標を明確化し、施策の実効性を高める必要がある。